

第1回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時 受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社10階ホール

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分

【ご協力をお願い】

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、**郵送又はインターネット等により事前の議決権行使**をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

目次

第1回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	16
第5号議案 取締役の報酬等の額設定の件	18
第6号議案 監査役の報酬等の額設定の件	18
第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する ストックオプションとしての新株予約 権に関する報酬等の額及び具体的な内 容決定の件	19
(添付書類)	
事業報告	22
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

証券コード4887
2022年6月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
サワイグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 末 吉 一 彦

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

依然として、新型コロナウイルス感染の収束が見通せない状況が続いていることを受け、当社におきましても慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、郵送又はインターネット等により、2022年6月23日(木曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日(金曜日)午前10時 [受付開始:午前9時] |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社10階ホール |

3. 目的事項

報告事項

1. 第1期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第1期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|---|---|
| <p>第1号議案</p> <p>第2号議案</p> <p>第3号議案</p> <p>第4号議案</p> <p>第5号議案</p> <p>第6号議案</p> <p>第7号議案</p> | <p>剰余金の処分の件</p> <p>定款一部変更の件</p> <p>取締役6名選任の件</p> <p>補欠監査役2名選任の件</p> <p>取締役の報酬等の額設定の件</p> <p>監査役の報酬等の額設定の件</p> <p>取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件</p> |
|---|---|

以上

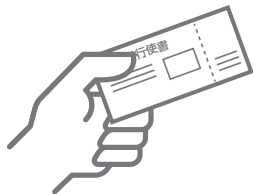
-
1. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawaiigroup.holdings/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - (1)事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
 - (2)連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - (3)計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告の一部であり、また、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawaiigroup.holdings/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へ
出席される
場合

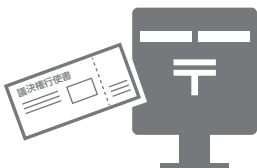


株主総会
開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時 [受付開始:午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により
議決権を
行使する場合



行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等
にて行使
いただく場合



行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

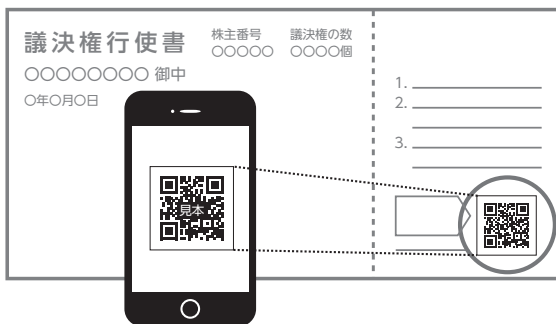
行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

つきましては当期末配当金を、1株につき65円とさせていただきたいと存じます。

また、遺憾ながら、当事業年度末において繰越利益剰余金に欠損が生じておりますので、その欠損填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元をすることを目的としてその他資本剰余金を処分し、繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 65円

総 額 2,846,415,195円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

※配当原資は、その他資本剰余金とします。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 33,112,351,148円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 33,112,351,148円

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (最初の事業年度) <u>当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず当会社設立の日から2022年3月31日までとする。</u></p> <p>第2条 (報酬) <u>第26条の規定にかかわらず、取締役の報酬等の額は、年額金670百万円以内 (ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。)</u> とする。 2. <u>第34条の規定にかかわらず、監査役の報酬等の額は、年額金50百万円以内とする。</u></p> <p>第3条 (附則の削除) <u>本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則 (削除)</p> <p>第1条 (電子提供措置等に関する効力発生日) <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置) <u>前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 (附則の削除) <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席回数
1	再任 男性 澤井光郎 <small>さわ い みつ お</small>	代表取締役会長	13回/13回（100%）
2	再任 男性 澤井健造 <small>さわ い けん ぞう</small>	代表取締役副会長	13回/13回（100%）
3	再任 男性 末吉一彦 <small>すえ よし かず ひこ</small>	代表取締役社長	13回/13回（100%）
4	再任 男性 寺島徹 <small>てら しま とおる</small>	取締役常務執行役員	12回/13回（92.3%）
5	再任 社外 独立 男性 小原正敏 <small>お はら まさ とし</small>	社外取締役	13回/13回（100%）
6	再任 社外 独立 女性 東堂なをみ <small>とう どう なをみ</small>	社外取締役	13回/13回（100%）

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員候補者

1 さわ い みつ お 澤井 光郎

再 任

男 性

生年月日	1956年 9 月28日生	所有する当社株式の数	1,057,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4 月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1989年 1 月 沢井製薬株式会社入社 2000年 6 月 同社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6 月 同社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6 月 同社専務取締役営業本部長 2008年 6 月 同社代表取締役社長 2020年 6 月 同社代表取締役会長 現在に至る 2021年 4 月 当社代表取締役会長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 さわ い けんぞう 澤井 健造

再任

男性

生年月日	1968年 5月26日生	所有する当社株式の数	854,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1995年 4月 住友製薬株式会社（現住友ファーマ株式会社）入社</p> <p>2001年 4月 沢井製薬株式会社入社</p> <p>2010年 6月 同社取締役戦略企画部長</p> <p>2013年 6月 同社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長</p> <p>2017年 6月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Chairman</p> <p>2017年 6月 沢井製薬株式会社取締役専務執行役員戦略企画部長兼営業本部管掌</p> <p>2018年 6月 同社取締役専務執行役員戦略企画部長兼研究開発本部管掌</p> <p>2020年 6月 同社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>2021年 4月 当社代表取締役副会長 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>澤井健造氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの中期的成長への戦略策定力と実行力を有する者として、その実績と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>澤井健造氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しており、株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3 すえよし かずひこ 末吉 一彦

再任

男性

生年月日	1957年 9月19日生	所有する当社株式の数	1,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1980年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2012年 4月 沢井製薬株式会社入社 同社経営管理部長</p> <p>2017年 6月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Executive Administration 2018年 2月 沢井製薬株式会社上席執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長 2018年 6月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2020年 6月 同社取締役常務執行役員管理本部長兼戦略企画部管掌 2021年 4月 同社取締役兼管理本部長代行 現在に至る</p> <p>2021年 4月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>末吉一彦氏は、金融機関での豊富な経験と経営管理に関する業務経験から、財務及び会計に関する専門性と経営に関する高い見識を有しており、その専門性と見識が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>末吉一彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

4 てらしま とおる 寺島 徹

再任

男性

生年月日	1959年 8 月 7 日生	所有する当社株式の数	1,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1984年 4 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社</p> <p>1984年10月 住友製薬株式会社（現住友ファーマ株式会社）入社</p> <p>2016年 1 月 沢井製薬株式会社入社</p> <p>2016年 6 月 同社執行役員信頼性保証本部長</p> <p>2017年 6 月 同社取締役執行役員信頼性保証本部長</p> <p>2018年 6 月 同社取締役上席執行役員信頼性保証本部長</p> <p>2019年 6 月 同社取締役常務執行役員信頼性保証本部長 現在に至る</p> <p>2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

生年月日	1951年4月25日生	所有する当社株式の数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1979年4月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川総合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所</p> <p>1987年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー 現在に至る</p> <p>2004年4月 近畿弁護士会連合会理事</p> <p>2017年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2019年6月 沢井製薬株式会社取締役</p> <p>2021年4月 当社取締役 現在に至る</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	<p>小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、独立した立場からの有用な助言と判断が期待できることから、社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 小原正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
2. 当社は小原正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6 とうどう 東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

女性

生年月日	1959年 9月17日生	所有する当社株式の数	800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 6月 医師免許取得 1984年 7月 大阪大学医学部附属病院勤務 1987年 7月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 1990年 7月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院（現公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）勤務 2002年 1月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 2007年 1月 日本医師会認定産業医資格取得 2015年 6月 沢井製薬株式会社取締役 2021年 4月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言と判断が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知37頁に記載のとおりであります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。

D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

【ご参考】本議案をご承認いただいた場合の、本株主総会終了後の取締役・監査役のスキルマトリックス

	氏名	社外役員	専 門 性 ・ 経 験					
			法務・リスク マネジメント	財務・会計 ・税務	製造・品質	営業・販売	研究・開発 ・技術	医学薬学
取 締 役	澤井 光郎					○		
	澤井 健造					○	○	○
	末吉 一彦		○	○				
	寺島 徹				○		○	○
	小原 正敏	◆	○					
	東堂 なをみ	◆						○
監 査 役	坪倉 忠男			○				
	友廣 隆宣	◆	○					
	平野 潤一	◆		○				

(注)社外取締役小原正敏氏及び社外取締役東堂なをみ氏は、指名・報酬等ガバナンス委員会の委員であり、社外取締役小原正敏氏は同委員会の委員長であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

相見智之氏は、社外監査役以外の補欠としての補欠監査役候補者、西村善嗣氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

本議案に係る決議が効力を有する期間は、2025年に開催予定の、当社第4回定時株主総会の開始の時までとします。このため、本議案に基づいて選任される補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、現任監査役の任期と同じ、2025年に開催予定の、当社第4回定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1 そうみ さとし 相見 智之

男性

生年月日	1960年9月27日生	所有する当社株式の数	1,300株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2008年1月 沢井製菓株式会社入社 2008年4月 同社経営監査室長 2012年6月 同社人事部長 2014年4月 同社経営監査室長 2021年4月 同社監査役 現在に至る		
補欠の監査役候補者の選任理由	相見智之氏は、内部監査部門の責任者および監査役としての豊富な経験から適切な監査機能を担うことができると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		
特別の利害関係	相見智之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 相見智之氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

生年月日	1957年 1 月10日生	所有する当社株式の数	一 株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	<p>1980年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1998年 6 月 同省金融企画局市場課投資サービス室長 2001年 7 月 国税庁東京国税局調査第一部長 2013年 6 月 同庁東京国税局長 2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁護士法人三宅法律事務所 客員弁護士 現在に至る 2015年 6 月 税理士登録（東京税理士会）</p>		
補欠の社外監査役候補者の選任理由	<p>西村善嗣氏は、長年にわたる財務省及び国税庁における豊富な経験を有しているほか、弁護士及び税理士としての専門知識と幅広い見識を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査が期待できることから、補欠監査役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		
特別の利害関係	西村善嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 西村善嗣氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 西村善嗣氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 西村善嗣氏は、弁護士法人三宅法律事務所の客員弁護士であり、当社と同法律事務所の間には法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。また、双方いずれにおいても連結売上高又は取引高の1%未満及び1,000万円未満と僅少であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知37頁に記載のとおりであります。

各候補者が監査役に就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。

D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項におきまして、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額を、年額金670百万円以内（ただしこの取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。）とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬等の額につき、引き続き年額金670百万円以内（うち、社外取締役分は100百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、当社の指名・報酬等ガバナンス委員会における審議・答申を経て決定しております。

各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、指名・報酬等ガバナンス委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれないものといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知35頁から36頁までに記載のとおりであります。本議案に基づく報酬等は、当該方針に沿うものであります。また、本議案は、当該方針に基づいて取締役の報酬等を支給するのに十分であることから、相当なものであると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

第6号議案 監査役の報酬等の額設定の件

当社の監査役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2項におきまして、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の額を、年額金50百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査役の報酬等の額につき、引き続き年額金50百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

各監査役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査役の協議により決定いたします。

本議案は、監査役の現行の報酬等を支給するのに十分であることから、相当なものであると判断しております。

現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

沢井製菓株式会社では、役員退職慰労金制度を廃止した際に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権（報酬等の額を年額100百万円以内と設定）を割り当ててとしておりました。当社におきましても、引き続き、取締役の中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役の報酬等の額の範囲内において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）については年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割り当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、指名・報酬等ガバナンス委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知35頁から36頁までに記載のとおりであります。本議案に基づく報酬等は、当該方針に沿うものであります。また、本議案は、当該方針に基づいて取締役の報酬等を支給するのに十分であることから、相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は4名（社外取締役を除く）であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は4名（社外取締役を除く）となります。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日により割り当て新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、60,000株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は200株とし、付与株式数が調整された場合には、交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記2の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数300個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

3 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

6 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

7 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするほか、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

8 新株予約権の取得に関する事項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9 その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

(ご参考)

なお、本総会終結の時以降、当社の執行役員並びに子会社の取締役及び執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

当社は2021年4月1日付で単独株式移転により設立され、当連結会計年度が第1期となっておりますが、従前の沢井製薬株式会社（以下「沢井製薬」という。）の連結グループの範囲に実質的な変更がないことから、以下の事業の経過及びその成果では、沢井製薬の2021年3月期を比較情報として用いております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループでは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させることを目的として、設立第1期より国際財務報告基準（I F R S）を適用しております。同基準に基づいた当連結会計年度の業績につきましては、売上収益193,816百万円（前期比3.5%増）、営業損失35,888百万円（前期は18,888百万円の営業利益）、税引前当期損失36,214百万円（前期は18,460百万円の税引前当期利益）、親会社の所有者に帰属する当期損失28,269百万円（前期は12,340百万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。

なお、当社は、I F R Sの適用にあたり、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を導入し、経営成績を判断する際の参考指標と位置づけることとしております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外しております。同基準に基づいた当連結会計年度の「コア営業利益」は、26,321百万円（前期比22.7%減）となりました。

当社グループは、持株会社体制の下、2021年5月に長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」と2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「START 2024（以下「中計」という。）」を発表しました。長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」では、2030年度に目標とする企業イメージを（創りたい世界像）「より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して生き活きと暮らせる世界」、（ありたい姿）「個々のニーズに応じた、科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供することで、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社」と掲げるとともに、「国内ジェネリック医薬品市場におけるシェア拡大」「米国事業における将来の成長に向けた事業投資」「新たな成長分野の開拓」を3つの柱としています。また、中計においては、ジェネリック医薬品事業では新製品の売上増加、安定供給力の強化、新規事業への進出に向けては、デジタル・医療機器事業、オーファン医薬品事業（ALS等）、健康食品事業の3領域に重点的にリソースを投入することとしております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本セグメント

日本セグメントにおいては、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針2017)において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、さらなる使用促進を検討する」とされていました。その後、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)では、「後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質のさらなる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」とされました。そして、2020年4月の診療報酬改定では、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る観点から、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い薬局や使用割合が高い医療機関に重点を置いた評価や、ジェネリック医薬品普及上のポイントとなる一般名での処方推進するために、一般名処方加算の評価の見直しが行われました。さらに、ジェネリック医薬品の数量目標に関しては、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされています。これらにより、2021年9月の政府の薬価調査でジェネリック医薬品使用割合は速報値で79.0%となっています。

その一方で、2018年4月に通常の薬価改定、2019年10月には消費税率の引上げに伴う臨時の薬価改定、2020年4月に通常の薬価改定、2021年4月には初めてとなる中間年の薬価改定、そして、2022年4月の通常の薬価改定(3月に告示)と、毎年薬価改定が行われる状況となっており、当社グループを取り巻く収益環境は一層厳しいものとなっております。

このような中で、2020年末の準大手ジェネリック医薬品企業の製造する医薬品での健康被害の発生や、その後の大手ジェネリック医薬品企業をはじめとした複数のジェネリック医薬品企業の薬機法違反を起因として、ジェネリック医薬品全体で供給不安が発生しております。このため、2021年9月に厚生労働省から発表された「医薬品産業ビジョン2021」には「製造所の実態を把握し、適切なGQPで製品が製造されているかを管理監督できるもののみが製造販売業者となるべきである」「医療現場に継続して安定的に供給することの重要性を再認識すべきである」と明記される等、品質や供給体制がジェネリック医薬品産業・企業の優先課題として認識されております。

このような環境におきまして、中計の下、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、業界全体への信頼回復と「国内ジェネリック医薬品市場におけるシェア拡大」に向け「品質管理の一層の強化」とともに、「新製品の売上増加」、「安定供給力の強化」に取り組んでおります。

品質管理面においては、ジェネリック医薬品業界において重大な不祥事が発生していることから、中核会社の沢井製薬を中心に、製造管理・品質管理基準(GMP)を遵守した原薬の品質の確保、製造工場でのGMP遵守の恒常的確認による品質管理体制、国際基準であるPIC/S-GMPに基づく製造管理・品質管理を行う等の取組により、品質に係るリスクを最小限に抑えています。また、2021年6月には医療関係者の皆様が安心してご使用いただけるよう、沢井製薬の製剤製造企業に関する情報と原薬製造所の監査に関する情報を公開し、「沢井製薬の品質に対する取組紹介動画」を公開しました。

生産・供給体制面においては、ジェネリック医薬品の需要拡大とひっ迫する需給状況の中、さらなる高効率・低コストを追求しており、沢井製薬の全国6工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップに取り組んでおります。それに加えて、2021年10月には第二九州工場の敷地内に最終的に30億錠の生産能力となる新たな固形剤棟の建設を決定しました。さらに、12月には小林化工株式会社（以下「小林化工」という）との間で、生産活動に係る資産及び関連部門人員を当社グループが譲り受けることで合意し、譲渡契約を締結しました。小林化工が所有していた資産については、新たに設立したトラストファーマテック株式会社への譲受が2022年3月に完了しました。今後、自社生産能力年間200億錠以上の早期確立へ向け、転籍する人材を活用しつつ取り組んでまいります。なお、当該譲受により取得した純資産の公正価値と取得対価の差額8,704百万円を負ののれん発生益として認識しております。また、2021年11月には東日本第2物流センター、2022年2月には西日本第2物流センターを開設・稼働し、物流面での供給体制も強化しました。

製品開発・販売面においては、沢井製薬が2021年6月に『エズピクロン錠』を含む8成分23品目を発売し、12月に『レベチラセタム錠』を含む5成分9品目が新たに薬価収載されました。

また、沢井製薬において、「お薬を服用する時により飲み心地がいいと感じられるような技術、お薬をより効率的に製造できる技術など、お薬に付加価値をプラスし、製剤上のハーモニーを生み出す技術」の中から6つを選択し、3つの技術カテゴリに分け、それらのオリジナル製剤化技術を総称して「SAWAI HARMOTECH®」と名付け、2022年2月に公開しました。

さらに新たな取組として、オンライン診療の認知の急速な拡大、普及とともに重要となってくるPHR（パーソナルヘルスレコード）事業に関しまして、2021年5月に株式会社インテグリティ・ヘルスケアと協業を開始しました。その後、10月にはインテグリティ・ヘルスケア社が提供しているPHR管理システム「Smart One Health」を、沢井製薬ブランドのパーソナルヘルスレコード（PHR）管理アプリ「SaluDi（サルディ）」として、リリースしました。また、生活習慣病を中心とする慢性疾患の予防から治療にPHRデータの管理・共有を通して貢献するサービスとして、医療機関だけでなく、企業や健康保険組合、自治体に対して、様々なソリューションを展開していく予定です。

新型コロナウイルス感染症への対策については、災害BCPとして2020年2月に危機管理本部を立ち上げ、社内においてはオフィスの換気・除菌の強化を図り、従業員の手指消毒・手洗い・マスク着用・検温の励行を徹底し感染予防を行ってまいりました。上記に加えて、会議の原則WEB化、長距離出張の抑制など社内ルールの見直しを行うとともに、フレックスタイム制・時差出勤・在宅勤務等への勤務体系変更も柔軟に対応しながら、国内の各工場を継続して稼働し、安定供給の確保に努めました。社外においても、政府による緊急事態宣言下では、医薬情報担当者（MR）の医療機関等への訪問自粛を行い、WEB等を活用した業務にシフトする等の対応を行いました。今後、本感染症の影響が長引けば、原材料の輸入や物流の停滞による医薬品供給面への影響、コロナ禍での患者さんの受診抑制による需要面への影響、及び医薬品の情報提供活動の制限等の影響も予想されます。当社グループは、医薬品製造販売業を中核事業としていることから、ワクチン接種率が上昇していく中であっても、引き続き感染予防・対策を徹底し、国民の生命、健康の保持に必要な医薬品の安定供給体制の維持に努めてまいります。

この結果、日本セグメントにおける売上収益は163,841百万円（前期比6.7%増）、セグメント利益は32,361百万円（前期比23.1%増）、コア営業利益（参考値）は27,016百万円（前期比10.7%減）となりました。

② 米国セグメント

米国セグメントにおいては、2017年5月にUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）を買収し米国市場進出を果たしており、中計では、「既存のブランド薬及びジェネリック医薬品の販売推進による売上への寄与」「ニッチなジェネリック医薬品を中心にさらなる製品ラインナップの充実」「沢井製薬との協働による難易度の高いパイプラインと製品ラインナップの強化」を成長ドライバーとして「米国事業における将来の成長に向けた事業投資」を行うこととし、USLの持分20%を所持している住友商事株式会社の米国子会社Sumitomo Corporation of Americasとともに取り組んでまいります。

米国におけるジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が高い水準を記録したこと等により、下落基調となっております。USLにおきましては、ジェネリック主力品への競合他社の参入が続いたことに加え、主力ブランド品であるQudexyへもジェネリックの参入があり、依然として経営環境は厳しいものとなっております。

このような環境におきまして、上市製品の拡充に取り組み、ジェネリック医薬品としては、2021年5月に『モキシフロキサシン点眼液』、6月に『イソトレチノインカプセル』、8月に『カルバマゼピン徐放錠』を発売しました。

また、同年4月に既存のコロラド州のデンバー工場につきセール・アンド・リースバック取引を行い、当該工場の製品をUSL本社敷地内に建設中の新工場に今後集約することで、品質と効率のさらなる向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対策については、2020年3月初めには部門横断の対策チーム（COVID-19 Response Team）を立ち上げ、幅広く情報収集し対策を行ってまいりました。製造部門や研究開発部門などオンサイトでの業務が不可欠な従業員を除きテレワークへと移行し、従業員の感染防止対策を施すとともに、ITを活用した営業活動に切り替えました。一方、米国ではワクチンの接種が順調に伸長し、経済活動が正常化しつつあります。本感染症により、患者さんの受診控え、営業活動の制限などによる影響もみられましたが、USLとしましては、引き続き感染予防・対策を徹底し、ヒトの生命、健康の保持に必要な医薬品の安定供給体制の維持に努めてまいります。

また、USL取得に際して調査・訴訟の解決時に補填される寄託口座を契約相手と設定しておりましたが、当連結会計年度に契約相手との合意に基づきリリースしたことにより、精算益が4,122百万円発生しました。

この結果、米国セグメントにおける売上収益は29,975百万円（前期比10.9%減）となりましたが、USLの持続的成長のあり方を検討し、事業再構築に着手することに伴い米国セグメントの将来計画を見直した結果、のれんをはじめとした米国セグメントの資産について減損損失68,770百万円を認識することとなり、セグメント損失は68,249百万円（前期比822.8%減）となりました。コア営業損失（参考値）は708百万円（前期は3,765百万円のコア営業利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は16,620百万円であります。

このうち日本セグメントにおける設備投資額は11,924百万円で、日本国内6工場における生産設備の増強並びに研究開発関係の設備増強を行っております。また、米国セグメントにおける設備投資額は4,696百万円であり、生産設備の増強等を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行5行との間に2024年3月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度期末において、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

日本事業では、1961年に実現された国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。

政府は2017年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針)及び、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)において「2020年9月までの後発医薬品使用割合80%」を目標として、「後発医薬品の使用促進について、安定供給と品質のさらなる信頼性確保を図りつつ」、「インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」とし、さらに、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされています。

ジェネリックシェア80%時代を迎える中、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性の高まりに応じて、従来以上に安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められており、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しております。

一方、政府により決定された薬価制度の抜本改革によって、通常の2年に1度の薬価改定の際の年度においても薬価調査・薬価改定（中間年改定）が導入されたことで毎年の薬価改定が行われる状況になっており、今後薬価の下落影響が拡大し続ける可能性があります。

米国事業では、ジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が高い水準を記録したこと等により、市場競争激化、価格下落基調と経営環境は厳しいものとなっております。

このような経営環境の中で当社グループは、日本事業ではジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高め、競争に打ち勝つこと、米国事業では、スペシャリティジェネリック医薬品企業として、独自の販売力を生かせるジェネリック医薬品、ブランドジェネリック、ブランド薬にフォーカスすることが、持続的に成長していくために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また、一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産設備の拡充による生産余力の増強をはじめとし、世界中から高品質で適切な原材料を確保し、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。さらなる信頼性向上を目指し、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応、並びに医薬品医療機器等法の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、WEBやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲットिंगの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とSDGsに沿った取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指すにあたり、また、将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開を図っていく必要があります。グループ会社全体の企業価値向上に寄与させるべく、Upsher-Smith Laboratories, LLCの持つ、米国ジェネリック医薬品市場における基盤を活用できるよう、継続してシナジー発揮・実現に取り組むと同時に、ジェネリック医薬品事業の周辺ヘルスケア分野への新たな展開に向け、事業分野調査をはじめとした新たな事業分野の開拓、展開に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

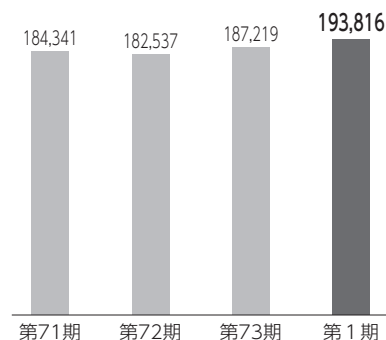
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期	第72期	第73期	第1期 (当連結会計年度)
	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2021年4月1日～ 2022年3月31日
売上収益(百万円)	184,341	182,537	187,219	193,816
営業利益(△損失)(百万円)	25,798	26,793	18,888	△35,888
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (△損失)(百万円)	19,376	19,279	12,340	△28,269
基本的1株 当たり当期利益(円) (△損失)	442.62	440.37	281.80	△645.53
総資産(百万円)	372,889	384,814	393,341	349,502
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	199,250	210,000	218,278	190,067
1株当たり親会社 所有者帰属持分(円)	4,551.50	4,796.40	4,984.51	4,340.32

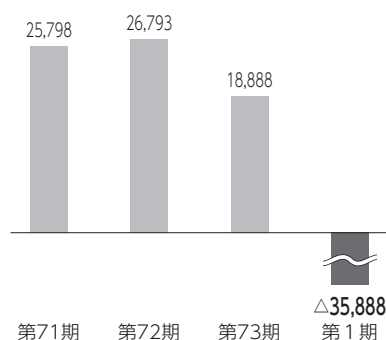
(注) 1. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産」となります。

2. 前期以前の数値は、沢井製薬株式会社の連結計算書類に係る数値を記載しております。

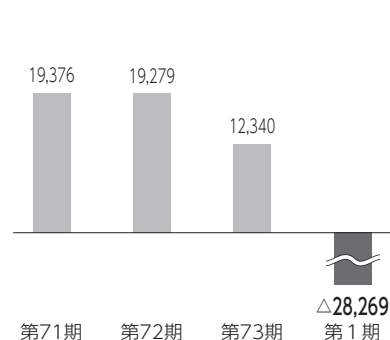
● 売上収益 (百万円)



● 営業利益 (百万円)



● 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(国内)			
沢井製薬株式会社	41,219百万円	100%	医薬品製造販売業
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
トラストファーマテック株式会社	101百万円	100%	医薬品製造販売業
(海外)			
Sawai America Holdings Inc.	905百万米ドル	100%	米国持株会社
Sawai America LLC	—	80%	米国子会社管理統括
Upsher-Smith Laboratories, LLC	—	80%	医薬品製造販売業

(注) 1. 出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

2. Sawai America LLC及びUpsher-Smith Laboratories, LLCの資本金につきましては、該当項目がないため表示しておりません。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号	119,839百万円	192,043百万円

(7) 主要な事業内容

医療用医薬品の製造・販売を行う国内外の子会社の株式若しくは持分の保有、当該会社の事業活動の管理及び経営支援並びに指導

(8) 主要な事業所

会社名	区分	拠点
サワイグループホールディングス株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
沢井製薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
	工場	鹿島（茨城県神栖市）、関東（千葉県茂原市）、三田（兵庫県三田市）、三田西（兵庫県三田市）、九州（福岡県飯塚市）第二九州（福岡県飯塚市）
	支店	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市宮城野区）、北関東（群馬県高崎市）、東京第一（東京都中央区）、東京第二（さいたま市中央区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市旭区）、広島（広島市中区）、福岡（福岡市博多区）
	営業所	東京西（東京都立川市）、横浜（横浜市港北区）、厚木（神奈川県厚木市）、千葉（千葉市美浜区）、静岡（静岡市葵区）、京都（京都市南区）、神戸（神戸市中央区）、高松（香川県高松市）、岡山（岡山市北区）、熊本（熊本市東区）
	研究開発	研究所（大阪市淀川区）、開発センター（大阪府吹田市）
メディサ新薬株式会社	本社	本社（大阪市淀川区）
化研生薬株式会社	本社	本社（東京都中野区）
	工場	八郷（茨城県石岡市）
トラストファーマテック株式会社	本社	本社（福井県あわら市）
	工場	矢地第一（福井県あわら市）、清間第一（福井県あわら市）、清間第二（福井県あわら市）
Upsher-Smith Laboratories,LLC	本社	本社（米国ミネソタ州）
	工場	プリマス（米国ミネソタ州）、メープルグローブ（米国ミネソタ州）
	研究開発	研究所（米国ミネソタ州）

(9) 従業員の状況

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,968名	△35名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
 2. 前連結会計年度末比増減については、従前の沢井製薬の連結グループの範囲に実質的な変更がないことから、沢井製薬の前連結会計年度末の企業集団従業員数と比較しております。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名	－名	44.7歳	9.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
 2. 当社は設立第1期のため、前事業年度末比増減の記載は行っておりません。ただし、平均勤続年数については従前の沢井製薬からの勤続年数を引き継いで計算しております。

(10) 主な借入先の状況

① 企業集団

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	25,690百万円
株式会社日本政策投資銀行	13,000
株式会社三菱UFJ銀行	11,828
株式会社みずほ銀行	4,082
三井住友信託銀行株式会社	2,150

- (注) 沢井製薬においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額	16,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,000百万円

② 当社

借入先	借入額
沢井製薬株式会社	5,000百万円

- (注) 沢井製薬は、連結子会社であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 43,791,003株

(注) 自己株式 336株を除いております。

(2) 株 主 数 13,708名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,408,900株	14.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,570,800	5.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,261,400	2.88
澤 井 光 郎	1,057,200	2.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,029,782	2.35
サ ワ ケ ン 株 式 会 社	994,000	2.26
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	906,744	2.07
澤 井 健 造	854,000	1.95
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	650,000	1.48
澤 井 光 郎 株 式 会 社	645,000	1.47

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 井 光 郎	グループ最高経営責任者 沢井製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役副会長	澤 井 健 造	グループブランド担当役員 沢井製薬株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	末 吉 一 彦	グループ最高執行責任者兼グループ管理統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取 締 役	寺 島 徹	常務執行役員グループ品質・安全統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取 締 役	小 原 正 敏	さっかわ法律事務所 パートナー
取 締 役	東 堂 なをみ	大阪鉄商健康保険組合健康管理室 医師
常 勤 監 査 役	坪 倉 忠 男	沢井製薬株式会社 監査役
監 査 役	友 廣 隆 宣	神戸海都法律事務所 パートナー
監 査 役	平 野 潤 一	平野潤一税理士事務所 代表

- (注) 1. 小原正敏氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役であります。
 2. 友廣隆宣氏及び平野潤一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役平野潤一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役小原正敏氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外監査役友廣隆宣氏及び社外監査役平野潤一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払い割合の決定方針の内容

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及びストックオプションで構成しております。基本報酬と賞与の割合は、概ね3：1を目安としております。ストックオプションは、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安に付与することとしております。ただし、ストックオプションについては、本定時株主総会で設定枠の承認が得られることを前提としています。

(b) 業績連動報酬に係る指標・当該指標を選択した理由

業績連動報酬に係る指標として、業績評価指標と担当部門評価指標の二つの指標を採用することとしており、このうち業績評価指標としては、原則として、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用しております。担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標であります。代表取締役は業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に關しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定されます。

当該指標を採用した理由は、業績評価指標に關しては、これが企業価値向上への貢献をよりの確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に關しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度を合わせて評価することが望ましいと判断したことによるものです。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ESGに関する取組みが含まれております。

(c) 業績連動報酬の額の決定方法

役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、予め内規で定められた算定式に従い算出するものとしております。ただし、担当部門を有する取締役については、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定するものとしております。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容

役職ごとの役員の報酬等の額に関して、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定しております。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期かつ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制することに沿ったものとなるように報酬体系を定めております。なお社外取締役は、固定報酬のみとしております。

また、この決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬等ガバナンス委員会において取締役の報酬に関する事項を審議した後、取締役会への答申を行い、決定しております。

指名・報酬等ガバナンス委員会の委員は、3名以上かつその半数以上は独立社外取締役でなければならないこととしており、各取締役（社外取締役を除く）の成果の評価を行い、その結果と業績を反映した業績連動報酬としての賞与支給に関する審議を行い、その審議結果を取締役に答申し、最終決定が行われており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、年額670百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内とそれぞれ当社定款附則において定めております。当社定款については、2020年12月21日開催の沢井製薬株式会社臨時株主総会においてご承認いただき、2021年4月1日の当社設立時に成立しております。なお、当社設立時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	196百万円 (20)	196百万円 (20)	一百万円 (一)	一百万円 (一)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (8)	26 (8)	— (一)	— (一)	3 (2)

(注) 当事業年度において、業績連動報酬としての賞与支給はありませんが、業績連動報酬に係る指標のうち業績評価指標の内容は以下のとおりであります。

	目標	実績
投資的経費差引前コア営業利益	48,701百万円	43,419百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小原正敏氏は、きっかわ法律事務所のパートナーであります。なお、当社ときっかわ法律事務所の間には特別な関係はありません。

取締役東堂なをみ氏は、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務しております。なお、当社と大阪鉄商健康保険組合健康管理室の間には特別な関係はありません。

監査役友廣隆宣氏は、神戸海都法律事務所のパートナーであります。なお、当社と神戸海都法律事務所の間には特別な関係はありません。

監査役平野潤一氏は、平野潤一税理士事務所の代表であります。なお、当社と平野潤一税理士事務所の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役小原正敏氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、また、取締役東堂なをみ氏は当期開催された取締役会13回すべてに出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役友廣隆宣氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、また、平野潤一氏は当期開催された取締役会13回すべてに出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役友廣隆宣氏は当期開催された監査役会16回すべてに出席し、監査役平野潤一氏は当期開催された監査役会16回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外取締役が期待される役割に関して行った業務の概要

小原正敏氏及び東堂なをみ氏は、取締役会において、豊富な経験と専門的知識に基づく独立した立場からの有用な助言を行うほか、指名・報酬等ガバナンス委員会に委員として出席し審議を行うなど、経営陣の監督を務めております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者には、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等が含まれており、保険料は全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	51百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	—
合 計	51
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	110

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬が含まれております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、上記2. の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 上記のほか、会計監査人と同一のネットワークに対する報酬として、当社の監査業務以外の報酬15百万円、連結子会社の監査証明業務83百万円があります。
5. Sawai America Holdings Inc. 及び Sawai America LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、記載内容は、2022年4月25日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。

また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、「なによりも健やかな暮らしのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員挙げて「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
- ロ. 指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化に努める。
- ハ. グループコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を実施するほか、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努める。
- ニ. 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- ホ. 社長直轄のグループ経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
- ヘ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ロ. 「内部者取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. グループリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
 - ロ. グループ各社の製品とサービスの品質及び安全性に関しては、「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
 - ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- 二. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、グループ経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ロ. 取締役会は3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、グループ戦略会議を3か月に1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
 - ハ. 中期経営計画に基づくグループ各社の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成されるグループ戦略会議においてその進捗管理を行う。
- 二. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
- ホ. 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「グループ企業理念」及び「グループ行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
 - ロ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
 - ハ. グループ経営監査室は、定期的の子会社監査を実施する。
- 二. 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が補助使用人を求めた場合、グループ経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
 - ロ. 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ロ. 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
 - ニ. 取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. グループ経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査への立会や監査講評への出席等を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
 - ハ. 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① グループリスクマネジメント委員会を2回(6月・12月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。6月は製品回収リスク、12月は外部講師を招聘し製造物賠償責任リスクをメインテーマとしたディスカッションを行いました。
- ② グループコンプライアンス委員会を4回開催するとともに、入社時研修・階層別研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。全社員を対象にeラーニングによる研修を2回実施いたしました。
- ③ グループ情報セキュリティ委員会を3回開催するとともに、社員教育としてeラーニング4回、担当者向け教育として外部講師によるサイバー犯罪の対策講義を実施しました。また、全社員向けに標的型メール攻撃訓練を2回実施いたしました。引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。
- ④ 品質及び安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、グループポリシーに基づく「グループ品質方針」及び「グループ安全性方針」を改定し、両方針に基づき業務を行っております。
- ⑤ 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置や新日の入替等を実施してきました。新型コロナウイルス感染症対応として、本年度はグループ危機管理本部長より運営方針変更など7回、グループ危機管理対策事務局より注意喚起として11回、全社員向けに通達を発信し感染予防・感染拡大防止に努めております。
- ⑥ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。また、内部統制委員会を2回実施し、内部統制レベルの維持・向上を図っております。
- ⑦ 取締役会を13回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、グループ戦略会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑧ 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を5回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- ⑨ グループ会社に対して、会議を通じて「企業理念」、「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。
- ⑩ 監査役会を16回開催し、監査方針・監査計画を決定するとともに、重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査並びに法令・定款等の遵守についての監査を実施しております。
- ⑪ 監査役会は、会計監査人との定期的な会合、グループ経営監査室との連携及び代表取締役との定期的な情報交換を行っております。

6. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社の前身であり、当社グループの中核会社である沢井製薬は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、当社グループの中核事業であるジェネリック医薬品製造販売業にとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

①中期経営計画及び長期ビジョンの達成

2030年度の目標として描いた長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」及び2024年までの中期経営計画「START 2024」に掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

<長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」>

創りたい世界像： より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して生き
活きと暮らせる世界

ありたい姿： 個々のニーズに応じた科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供すること
で、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社

<中期経営計画「START 2024」の3つの柱>

・国内ジェネリック医薬品市場におけるシェアの拡大

(1) 新製品の売上増加

(2) 安定供給力の強化

・米国事業における将来の成長に向けた事業投資

・新たな成長分野の開拓

(1) デジタル・医療機器事業

(2) オーフアン医薬品事業

(3) 健康食品事業

②コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

1. 株主の権利・平等性の確保

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3. 適切な情報開示と透明性の確保

4. 取締役会等の責務

5. 株主との対話

③株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主協働の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負債及び資本	
流動資産		負 債	
現金及び現金同等物	47,717	流動負債	
売上債権及びその他の債権	65,059	仕入債務及びその他の債務	50,912
棚卸資産	85,853	社債及び借入金	13,116
その他の金融資産	146	未払法人所得税等	3,430
その他の流動資産	3,348	返金負債	7,581
流動資産合計	202,123	引当金	1,062
非流動資産		その他の金融負債	4,419
有形固定資産	111,218	その他の流動負債	8,320
無形資産	26,289	流動負債合計	88,840
その他の金融資産	7,223	非流動負債	
その他の非流動資産	2,303	社債及び借入金	53,633
繰延税金資産	346	引当金	319
非流動資産合計	147,379	その他の金融負債	2,889
		その他の非流動負債	1,435
		繰延税金負債	2,303
		非流動負債合計	60,579
		負債合計	149,419
		資 本	
		資本金	10,000
		資本剰余金	73,672
		利益剰余金	98,709
		自己株式	△2
		その他の資本の構成要素	7,688
		親会社の所有者に帰属する持分合計	190,067
		非支配持分	10,016
		資本合計	200,083
資産合計	349,502	負債及び資本合計	349,502

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	193,816
売 上 原 価	△127,164
売 上 総 利 益	66,652
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△46,690
研 究 開 発 費	△24,413
そ の 他 の 収 益	15,181
そ の 他 の 費 用	△46,618
営 業 利 益 (△ 損 失)	△35,888
金 融 収 益	145
金 融 費 用	△471
税 引 前 当 期 利 益 (△ 損 失)	△36,214
法 人 所 得 税	△5,710
当 期 利 益 (△ 損 失)	△41,924
当 期 利 益 (△ 損 失) の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△28,269
非 支 配 持 分	△13,655
合 計	△41,924

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,289	流動負債	15,439
現金及び預金	6,761	短期借入金	5,000
前払費用	8	1年内償還予定の社債	10,000
短期貸付	5,000	未払費用	236
未収金	520	未払法人税等	39
その他	0	賞与引当金	17
固定資産	179,754	その他の	132
無形固定資産	15	その他	15
ソフトウェア	14	固定負債	35
その他	1	繰延税金負債	35
投資その他の資産	179,739	負債合計	15,474
投資有価証券	324	(純資産の部)	
関係会社株	169,415	株主資本	176,244
長期貸付	10,000	資本金	10,000
その他	0	資本剰余金	199,358
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	189,358
		利益剰余金	△33,112
		その他利益剰余金	△33,112
		繰越利益剰余金	△33,112
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
		新株予約権	246
資産合計	192,043	純資産合計	176,569
		負債及び純資産合計	192,043

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料 収 入	1,757	
業 務 受 託 料 収 入	447	2,203
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,310	2,310
営 業 利 益 (△ 損 失)		△106
営 業 外 収 益		
そ の 他	1	1
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
創 立 費	71	
そ の 他	0	125
経 常 利 益 (△ 損 失)		△230
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	242	
寄 付 金 受 贈 益	10,000	10,242
特 別 損 失		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	4	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	40,224	40,228
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ 損 失)		△30,216
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6	
法 人 税 等 調 整 額	44	50
当 期 純 利 益 (△ 損 失)		△30,266

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

サイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大槻 櫻子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイグループホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サイグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

サワイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大槻 櫻子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サワイグループホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

サワイグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 倉 忠 男 ㊟

社外監査役 友 廣 隆 宣 ㊟

社外監査役 平 野 潤 一 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

当社本社10階ホール

☎ 06-6105-5818



交通機関

■ 大阪メトロ御堂筋線

東三国駅

5番出口 より徒歩約2分

■ JR、大阪メトロ御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

■ JR

東淀川駅

西口 より徒歩約8分

